

事業所・施設等 管理者 様

福 山 市 長
(保健福祉局長寿社会応援部介護保険課)

複数の事業所・施設等で職員が兼務する場合の留意事項について（通知）

平素より、本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、見出しのことについて、従業者の員数や勤務形態等の変更に伴って「変更届出書」が提出された際に、複数の事業所・施設等で兼務する職員の勤務時間が重複している事例がありました。

【不適切な事例】

- 複数の事業所を併せた勤務表で勤務管理を行い、それぞれの事業所で業務ごとの勤務実績を記録していないため、勤務時間が重複している。

例：①介護職員 A の場合

	【誤】	【正】		
グループホーム	9 時～14 時	×	9 時～14 時	×
特定施設	8 時～17 時	8 時～9 時	×（重複時間）	14 時～17 時

②介護職員 B の場合

	【誤】	【正】	
D 通所介護	9 時～14 時	9 時～12 時	×
E 通所介護	9 時～14 時	×	12 時～14 時

③介護職員 C の場合

	【誤】	【正】
有料老人ホーム	8 時～17 時	8 時～17 時
訪問介護	8 時～17 時	×

- 市から指導するたびに勤務実績の時間が大幅に変更する。
- 通所介護事業所において、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定する機能訓練指導員について、兼務する他職種との時間切り分けができていない。

人員基準や加算要件を満たしていない場合は、遡及して介護報酬の返還を求める場合があります。

介護保険事業所・施設においては、運営基準「勤務体制の確保等」の規定に基づき、勤務予定及び勤務実績を適切に記録してください。その際に、兼務がある職員については勤務時間の重複が無いよう適切に勤務管理を行ってください。

また、2019 年度（令和元年度）介護サービス事業者説明会（集団指導）の資料 8 についても、再度ご確認いただきますようお願いします。

なお、兼務に係る人員基準、加算要件に不明な点がある場合はご相談ください。（内容によっては、関係事業所・施設等の勤務表を全て提出していただく場合があります。）

今後とも適正な事業の運営等に留意していただきますようお願いします。

※「2019年度（令和元年度）介護サービス事業者説明会（集団指導）」の資料は、市HPへ掲載していません。下記URLもしくはQRコードを読み取って、アクセスしてください。

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/179127.html>

福山市ホームページ>担当部署で探す>介護保険課>事業者の方はこちら>2 集団指導研修・報酬確認シート等>2019年度（令和元年度）介護サービス事業者集団指導における配布資料について



（問い合わせ先）

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

介護保険課 事業者指定担当

T E L : (084)928-1259